

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法 第2条＞

（基本理念）

いじめがすべての生徒に関する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等のための対策をおこなう。さらに、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行わなければならない。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を負わせるおそれがあり、一つの人権侵害事象である。

よって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対するいじめを認識しながら放置することがないようにいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを主として、いじめの防止等に関する対策を講ずる。

さらに、学校協議会やPTAなど、家庭や地域、関係機関と連携を密にし、生徒が多くの人々と関わり、たくさんの方からみまもられるよう学校を中心としたコミュニティ整備に努める。

（2）いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはいけない。

（3）学校の責務

いじめが行われず、生徒が安心して、授業、行事、クラブ活動などすべての学校教育活動に取り組むことができるように保護者、地域のほか、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

3. いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取り組み

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、お互いを思いやることのできるコミュニケーション力を養うため、すべての教育活動を通じ、人権尊重の精神に基づき、取り組みの充実を図る。
- ・ ピア・サポート活動をはじめ、さまざまな生徒の活動に対して、生徒が自主的にいじめ防止に関わることのできる環境づくりに取り組む。

- ・ 地域との交流や国際交流などの交流活動、体育大会や文化祭などの行事、社会体験活動などを通し、保護者や地域、その他の関係機関との連携を深め、地域を交えて全関係者で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・ いじめは決して許されるものではないという共通認識のもと、全教職員がいじめのあり方について、研修や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応できるようにする。
- ・ 普段から生徒の行動に目を配り、生徒の小さな変化を見逃さないようにみまもっていく。また、生徒との信頼関係を築き、生徒が平常より様々な相談を行いやすい環境づくりに努める。

(2) いじめ早期発見のための取り組み

- ・ いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査（生徒対象いじめアンケート調査）を実施する。
- ・ 生徒及び保護者がいじめに関わる相談が行うことができるようスクールカウンセラーの活用など相談体制の充実を図る。
- ・ 相談や通報のあった事案については、「補導委員会」や「人権教育委員会」などを通じて情報共有に努める。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・ いじめを見たり、その疑いがある行為を見たりした場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・ いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをすぐにやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒に対する指導、その保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習等を行うために必要があると認められるときは、保護者とも連携を図りながら、いじめを行った生徒に対して、一定期間別室等にて学習等を行わせる措置も講ずる。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせるよう指導し、他に知らせるなどの勇気が持てるように導く。
- ・ まわりではやし立てたり、同調している生徒には、それらの行為がいじめに加担、または、いじめそのものを行っていることと同じことであるという認識を持てるよう指導する。
- ・ いじめの当事者間で争い事が生じないよういじめの事案に関わる情報を関係の保護者と共有するための措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為と取り扱われるようないじめについては、大阪府教育庁や警察など関係諸機関と連携しながら対処する。

(4) インターネット上のいじめに対する取り組み

- ・ 発信された情報が急速に広がってしまうことや発信者の匿名性などインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒・保護者が効果的に対処できるよう情報モラルに関する研修会（民間携帯電話会社の「携帯電話等に関する講習会」など）等を開き、啓発活動を行う。

4. いじめの防止等に関する対策会議

いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処などに関する措置を実効的に行うため、「補導委員会」や「人権教育委員会」を効果的に活用し、いじめに関する情報を共有し、啓発活動を推進する。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急に会議を開催する。

(1) 構成

①補導委員会

管理職、首席教諭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、生活指導部員

※学校長が必要と指名した教職員

②人権教育委員会

管理職、人権教育主担、各分掌部長、※校長が必要と指名した教職員

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、実行、検証等
- ・ いじめに関する相談、通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応、検討、報告、決定

5. 重大事案への対処

(1) いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間登校できない状態を余儀なくされているなどの疑いがある場合は、大阪府教育庁に速やかに報告し、連携して事実関係の調査及び対応を行う。

(2) 上記調査の進捗状況や結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供するなど適時・適切な対応を行う。

6. いじめ発見の際のフローチャート

